

## レジ袋等の削減に向けた環境にやさしい取組に関する協定書

宇部市ごみ減量等優良事業所認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、宇部市（以下「甲」という。）と宇部市エコショップ協力店

（以下「乙」という。）は、乙が宇部市内で使用し、又は販売するレジ袋等の容器包装ごみの削減に向けた取組を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （協定の基本理念）

第1条 甲及び乙は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に規定する理念を具体化して、環境への負荷の低減を図るため、市民・事業者・宇部市が緊密なパートナーシップを形成し、宇部市におけるごみの発生抑制及び資源の循環的利用を促進させるための活動を実施するものとする。

### （目的）

第2条 乙は、レジ袋等の容器包装ごみの削減に向けた先駆的な取組を積極的に行い、甲は、これらの取組に対し、積極的に協力し、及び支援していくとともに、市民及び他の事業者に対し、乙の取組についての広報を行うことにより、宇部市におけるごみの減量化や資源の循環的利用を促進し、持続可能な循環型都市の構築を図るものとする。

### （事業者の取組）

第3条 前条に規定する乙の具体的な取組については、要綱別表の項目1に掲げる取組の内容の例のほか、乙の創意工夫により実施するものとする。

### （宇部市の取組）

第4条 甲の行う取組については、次のとおりとする。

- (1) 市民及び他の事業者に対するレジ袋等の容器包装ごみの減量やリサイクルの推進の要請
- (2) 協定締結事業所が行う取組の内容についての積極的な広報
- (3) 協定締結事業所への積極的な協力及び支援
- (4) 市民の意見、要望等の把握

### （その他）

第5条 この協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

以上の協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 宇部市常盤町一丁目7番1号  
宇部市  
宇部市長

乙